

第3回地域発達支援協議会 会議録

- 1 日 時 令和3年2月25日(木) 15:00～16:30
- 2 場 所 新居浜市こども発達支援センター
- 3 出席者 委員 竹本 幸司 委員 明智 美香
委員 濱田 紀明 委員 森 昭彦
委員 玉井 幸子 委員 安永 亮浩
委員 石見 慈 委員 関谷 博志
委員 京野 里保 委員 西原 泰介
委員 石川 真悟 委員 松原 由起
委員 後藤 一美 委員 真鍋 真理子
委員 野沢 佐絵美 委員 山中 希
委員 坂上 玲子 委員 合田 史宣
アドバイザー 吉松 靖文 アドバイザー 渡部 徹
- 4 欠席者 委員 三木 由紀子 委員 佐野 公星
- 5 事務局 高橋 靖志 丸山 泰浩 丸山 律子 藤田 恵女 西原 勝則
西原 紀子 田中 康一郎
- 6 傍聴者 無
- 7 議題 (1) 学校生活介助員の配置について
(2) 学校における医療的ケアガイドブックについて
(3) その他
- 8 議事 開会 午後15時00分

事務局	<p>皆さんこんにちは、本日はお忙しい中、令和2年度第3回地域発達支援協議会にご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>本日は、佐野委員、三木委員から欠席のご連絡を頂いております。委員定数20名のうち18名の出席をいただいておりますので、本協議会の成立要件は満たしておりますのでご報告致します。</p> <p>それでは、只今から、第3回新居浜市地域発達支援協議会を開催致します。開会にあたりまして、西原委員長がご挨拶を申し上げます。</p>
委員長	<p>それでは、お手元の議事に従いまして会を進めて参ります。</p> <p>議題 ①学校生活介助員の配置について 事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>学校生活介助員配置基準の資料と比較対照用の資料をご覧ください。新居浜市では特別支援学級の児童生徒に対し、また、通常の学級における肢体不自由の児童に対しても学校生活介助員（以下、介助員）を配置して様々な支援を行ってまいりました。しかし、急増する特別支援学級の児童生徒数に対して配置する介助員の人数が追いつかない現状になっております。学校では支援のニーズが増え、より必要感が高まっていますが、限られた予算の中では、年々増員していくことも難しくなっている状態です。他市の状況も調査し、介助員の雇用形態の変更も検討しましたが、コロナ禍による財政状況の悪化の影響もあり、実施にいたりませんでした。このような現状の中、各校に公平な人数配置を行うには、現行の基準で考えていくことは難しいと考え、配置基準の見直しを行うこととしました。では、これまでの配置基準との変更点をご報告いたします。一点目は、医療的ケア児への対応について、幼稚園、小中学校に、看護師、准看護師の資格を有する介助員の配置を追記したことです。二点目は、自閉症・情緒障がい特別支援学級における配置の変更です。これまでは、3名以上5名以下の在籍数でした。それを、4名以上9名以下の在籍数に変更しております。これまで、原則、介助員を1学級1組配置するという形で行ってきかれておりましたが、在籍人数によって介助員の配置を行う形にしました。特別支援教育支援員の配置については、様々な課題があるため、引き続き今後も検討していきたいと考えています。</p>
委員長	<p>ご意見がありましたらお願いします。</p>
委員	<p>介助員の募集をしても、仕事内容や報酬の問題があり、広報をかけても、なかなか応募がないことはわかっています、同時に、現場からいうと、どこの学校でも介助員はとても必要な存在です。個々の子ども達のニーズが変わってき</p>

	<p>ており、少人数の中での対応でも難しく、大人との1対1が必要な子どもも増えてきております。一人の先生が4～5人の子どもを担当するとしても、最低数の4人だとしても楽という訳ではなく、数の多さで把握するのではなく、別の視点で見ないと難しい場合があります。この問題は、学級編成そのものにも見直しを行わないといけない状態となります。例えば、8名の子どもがおり、2クラス編成になった場合、特別支援学級における学年とのバランスを図る必要や、どちらのクラスに負荷をかけるかという問題も検討しなければならないと思います。特別支援学級を担当する先生方の疲弊度も増えると思います。私たちが思っている以上に、子ども達のニーズが多様化しています。この部分を考えて時に、介助員の募集をかけても応募がないことは仕方ないと思いますし、予算の問題もあるとは思いますが、まずは介助員の募集をかけていくという形でしていただきたいと思います。助かる子ども達も増え、先生、保護者も助かるのではないかと思います。</p>
委員長	<p>他にご意見はありませんか。</p>
委員	<p>今までなかった医療的ケアに関する文言が追記されたことはありがたいことだと思います。地域の学校に行けなかった子ども達が、このような支援があることで、有意義な時間が過ごせることができる配慮をしていただいております。</p>
委員長	<p>他にご意見はありませんか。</p>
委員	<p>資料によると、介助員の配置が半分くらいの状態になっている学校もあるようなのですが、こういう場合にはどういった支援を行うのでしょうか。介助員が減った場合の対応はどうしているのでしょうか。</p>
事務局	<p>これまでは、1学級1組という形で介助員を配置してきたものを、在籍児童生徒数による配置になります。そのため、場合によっては、2学級で1組というケースもできます。在籍している子どもの特徴に合わせて、学校の方で運用を検討していただき、柔軟な対応をしていただきたいと思いますと考えております。</p>
委員	<p>特別支援学級に兄弟姉妹が在籍している場合があります、保護者のニーズもあって、学級を分けて欲しいという場合があります。例えば、8名の子どもが在籍しており、片方を2名、もう片方を6名にしなければ学年のバランスもとりに</p>

	<p>くい場合は、数の原理から現実的に編成しにくい部分があります。諸条件を組み合わせて検討すると、現場としてはかなり難しい状態になると思います。また、特別支援教育の免許を持っている先生がいるか、専門性を持った先生がいるかどうかなど、複雑な要因をふまえて編成していくと困難な部分があります。そう考えると、介助員の存在は大きなものだと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>現状のことを言われていますが、それは、お金が足りないという問題なのでしょうか。人が足りないという問題なのでしょうか。何の現状を持って基準を変更するのかを教えてくださいたいと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>資料をご覧ください。小学校における特別支援学級へ入級した児童数の推移になります。平成20年より、ほぼ右肩上がりに在籍児童が増加しております。知的障がい特別支援学級については、ほぼ一定の状態推移していますが、自閉症・情緒障がい特別支援学級では、毎年大幅に増加している状態です。そこで、介助員の配置については、在籍児童の推移に基づいて増員をしてきました。この10年、介助員の制度は行ってきたのですが、現状では、在籍児童の増加に介助員が追い付かない状態になっています。そして、予算の面においても、求人して人材を確保する面においても、難しい現状になっています。解決策として、他市の状況を確認しながら検討してまいりました。これからも検討してまいりたいと考えております。在籍児童数が増え、介助員が増えない状態になれば、各校、公平に配置するためには、基準の改定をしなければ、不公平感が強まってくる可能性があることから、今回、基準の改定を行いました。他市の状況についても調べたところ、特別支援学級判断の児童のみに配置する場合や、診断や手帳がある児童を中心に配置する場合があります。本市は、この制度をこれまで充実させてきたのですが、現行の基準のまま実施することは難しいところに来ています。</p>
<p>委員</p>	<p>現行の基準を満たしていないのであれば、給料を上げれば良いという方法もあると思います。この地域発達支援協議会が、介助員を削減する方向を打ち出すというのは理解できません。発展させていく方に考えていくのであれば理解できます。この会において、介助員の配置基準を引き下げることが私達が決めるとするのは、どういうことなのかと思います。なぜ、この問題を議題にして、この基準を通さないといけないのか理解できません。</p>
<p>事務局</p>	<p>特別支援学級への支援については、介助員には様々な役割を担っていただいております。子ども達にとっては大切な存在になっています。特別支援学級の在籍</p>

	<p>児童が増加していることは、全国的な特徴となっています。介助員の配置だけで対応していくことは難しく、先生や学級編成など、いろいろな総合的な視点で取り組みをしていけないといけない現状になっていると考えております。</p>
委員	<p>介助員を減らせばよいということでしょうか。</p>
事務局	<p>介助員は減ることはありません。児童が増えたため、今までの基準どおりに配置が難しいということです。</p>
委員	<p>基準どおりになるように変更すればよいのではないのでしょうか。財政的に成り立たないといいたいのか、介助員が応募してもこないと言いたいのか。こないのであれば、給料を上げればくるのか。具体的な部分がわからない状態で、減らすという部分だけを言っても理解できません。</p>
委員長	<p>他にご意見はありませんか。</p>
アドバイザー	<p>この地域発達支援協議会が、介助員の配置基準の変更について決定する業務を担っているかどうかを確認する必要があります。私自身、理解が不十分であったため、報告として理解しました。他市における同様の会においては報告を受けることはあっても、内容について決定するという役割を担っておりませんのでこの会も同様だと思われます。募集に対しての応募がないということと、お金がないから減らすということは、違う性質の問題だと思えます。事務局からは、対象の子どもが増えていることによる予算的な制約という形での説明があったと思いますが、実態としては応募が足りていないということなので、これはむしろ処遇の問題だと思えます。処遇に関しては、各市町の人件費の基準の問題があると思えますので、なかなか難しい点があると思えます。ただ、公的部門の人件費は安すぎるために人が集まらないという部分があるかと思えます。民間でも人が集まらないために、人件費をあげるという中で、公的部門についてはそのままの状態のため、構造的な問題として人が集まらないのは当たり前だと思います。これは、介助員だけでなく、専門資格を持っている人に対しては、より大きく言える問題だと思えます。構造的な部分について検討しなければ、いくら予算を用意しても持続しない問題だと思われます。</p>
委員長	<p>本協議会は、決定する機関ではないということは明らかであり、このように変わりますといった報告をいただいて、それに対してどういうことなのか質問をさせていただいたという形だと思えます。賃金アップなどをしていただける</p>

<p>アドバイザー</p>	<p>と現場は助かるという気持ちは強くあります。なかなか、応募がなく、充足できていない状態が数年間続いています。どこか後退しているスタンスが少し寂しいと思います。本市は特別支援教育が手厚いということが、県下および全国的にみても良い特徴となっている市ではないかと考えます。ぜひ、人を集めるような施策については事務局の方で頑張ってくださいと思います。</p> <p>意見等、言い足りていない方がいましたら、お願いいたします。</p> <p>文部科学省が、新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議の報告を2月に出しているのですが、報告書29ページの中の6ページ、小中学校における障害のある子どもの学びの充実に関する制度・現状のところには、次のように書いています。通級の指導を受ける児童や特別支援学級に在籍する児童生徒の数は増加しており、平成29年度の通級による指導の該当教師の基礎定数化や平成30年度の高等学校における通級による指導の制度化など、小学校等における特別な支援を必要とする児童生徒への学びの場や指導体制は段階的に充実してきている。また、通常の学級においても、発達障がいを含む特別な支援を必要とする児童生徒に対して合理的配慮の提供、特別支援教育支援員の支援など、個々の子どもの教育的ニーズに合わせた支援が行われている状況である。こうした状況の中で、特別支援教育支援員の配置に関わる地方財政措置は年々充実され、令和2年度には、6万5800人となっていると書かれています。支援については、文部科学省の方で必要に応じて増員して、地方財政措置で増やしていくという実情があるようです。現場は、もっと支援を増やしてくれないと困るという部分があります。自閉症・情緒障がい特別支援学級に在籍する児童生徒の数がかなりの勢いで増えているというところが現場の実情です。介助員の配置基準が条例においてどのような位置づけになっているかという部分が重要だと思います。今回の報告が、教育委員会の会議の中で決定して、この基準を運用するという流れの報告であれば、その決定について意見をいうことは難しいことだと思います。また、教育委員会の会議の前に、今回の報告のような配置基準に関する原案があり、地域発達支援協議会の中で意見を聞きたいのであれば、いろいろな意見を出して、後は事務局に一任するという形になるのではないかと思います。新居浜市のように介助員の配置基準というものを明確にしている市は多くないと思われます。後は、学校現場と教育委員会とが話し合いを行っていくと良いと思われます。</p> <p>他市の中には、介助員1人が1日7時間仕事をする場合、半分の時間に分けて短時間勤務での雇用で対応しているところなどがあり、いろいろな方法で現状が良い方向になるように工夫をされているところが多いと思われます。工夫をしても十分に足りてはいない状況ではあります。他には、募集の対象を</p>
---------------	---

保育士で募集したり、学校の方で育休代員を募集したりするなど工夫もしています。しかし、募集しても応募がないという現状です。給料も上げていても、応募がない状態です。これが現状だと思います。

介助員の人数を減らすことについては、私も理解できません。今年と同じ人数で、学校の希望通りにはならないものの、プラスで何人か増やしていくという形をとって限られた中でどうやって振り分けをしていくかということが大切だと思います。校長会などで協議し、適切に配分するという形で行うと良いと思われます。工夫をしながら乗り切っていく必要があると思います。

小学校の学級定数が40人から35人になりました。全国平均が27人程度なので、30人になるように文科省が提案したことが、35人になりました。ただ、30人になったとしても大きな変化はなく、大規模校のみ学級が増えるという形になるように思います。現在、通級指導教室の先生が、30から35人の子どもを一人で見ているという現状ですが、2026年度から13人の定数制になります。それに向けての移行の流れもあります。現在の特別支援学級においては、国語と算数だけを特別支援学級で行い、他の教科を通常の学級で行うという対応が多くなっており、介助員の数が多くないで行うことが難しい状態があると思います。何年かの後には、国語と算数だけを特別支援学級で過ごす子どもについては、通常の学級に学籍を置いて、国語と算数の時間だけ特別支援学級で学ぶといった特別支援教室の流れができると思います。また、もっと国語や算数を個別に学ぶ時間が少ない場合は、通教指導教室を利用するという流れができると思います。こういったことが、新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議の報告に記載されています。いろいろな形で、介助員の問題を修正していこうとする流れがあるので、それまでの間、どのように対応していくかについて意見を出していくことが今日の会であると思います。行政の方で配置基準を変更して対応するのか、不足したままで対応していくのかは、市の方にお任せしたいと考えております。

介助員のことについては、子どもへの関わり方についての研修が必要であり、研修をするように言われているのですが、介助員のみが集まった研修では難しい点もあるため、学級担任も参加できる研修を行い、両者が共通理解できる場を作る必要があります。子どもが気になるからといって、支援を行う大人の人数を増やして、大人と子どもの関係のみで対応しようとしている流れがあります。不登校傾向のある子どもは、大人との関係が作れる子どもが多いのですが、集団の場に行く子ども同士の関係が難しいように思います。子ども同士の関係をつくる学級経営の改善や、アクティブラーニングなどの学び合い学習などの子ども同士が言葉のやり取りをすることで、コミュニケーション能力を伸ばすことのできる授業改善を行っていないといけないと思います。介助員の問

事務局	<p>題については、多くの背景があるため、総合的に捉えていく必要があると思います。配置基準の良し悪しではなく、多くの意見をいただいて、何年か先の見通しを持った行政の対策・対応をしていただければありがたいです。</p> <p>いろいろご意見をいただいたうえで、介助員については、なかなか増員することが難しい中でも、後退させることなく、取り組んでいきたいと思います。予算を要望する中で、皆さんからいただいた意見が大きな後押しになると思っております。いろいろな意見をありがたく頂戴し、取り組んでまいりたいと思います。</p>
委員長	<p>よろしくお願いたします。担任と介助員が、綿密に打ち合わせができていくかによっては、子ども達の動きが変わってくると感じています。学校は、支援の必要な子どもに対する支援を介助員任せにしている部分があると思います。してほしいこと、してほしくないことなどを、明確に打ち合わせしておくことも、子どもを成長させるためには必要な手がかりとなるので、介助員と先生が一緒になって行える研修などについても作っていただきたいと思います。良いモデルケースとなる学校もありますので、研修会の中で紹介をし、広めてもらえればより良い支援につながっていくと思います。</p>
事務局	<p>議題 ②学校における医療的ケアガイドブックについて 事務局よりお願いたします。</p> <p>学校における医療的ケアガイドブックについての議題に入ります前に、医療的ケアの対象となります児童について、ご説明いたします。</p> <p style="text-align: center;">—医療的ケア児の事例—</p> <p>近年、就学相談等において、たんの吸引や胃ろうの経管栄養などの医療的ケアを実施すれば、地域の小中学校に就学可能な児童の相談を受けるようになりました。発達支援課では、障害者権利条約の批准や改正障害者基本法の趣旨及び平成28年4月からの障害者差別解消法の施行等を踏まえ、また、インクルーシブ教育システムの推進に向けた取組として、小中学校において医療的ケア児を受け入れるためのガイドラインを作成しました。医療的ケア児が、安全に安心して学校生活を送れるよう取り組みたいと考えておりますので、ご意見よろしくお願いたします。</p>

委員長	ご意見がありましたらお願いします。
アドバイザー	<p>新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議の報告の中にも医療的ケア児についての記載があります。特別支援学校をはじめとする各学校で行われている医療的ケアの重要な役割を担う学校に置かれる看護師を法令上位置付けることを検討する必要があるという記載です。現在、まだ、法令上位置づけられてはいない状態です。中学校区などで、医療的ケアの拠点校を設けるなどして地域の小中学校の医療的ケアの受け入れの体制を作るようにも記載されております。これらは、これからの大きな課題となると思われます。一番困っているところは、医療的ケアについての制度ができることによって、看護師を募集するのですが、応募してくれるかどうかという部分があります。他市においても、医療的ケアが必要な子どもがいるのですが、看護師を持っている介助員が、子どもの進学にともなって継続的に支援をしていくという形で対応してもらっている事例もあります。</p> <p>質問なのですが、愛媛県下において、義務教育の学校の中で看護師を雇用している学校はあるのか、現状把握できているのであれば教えていただきたいと思います。</p>
事務局	<p>各学校に看護資格のある職員を配置しているということに関しては、把握できておりません。医療的ケア児を受け入れるために、学校に看護資格を持った職員、非常勤、正規職員問わず配置した場合、人件費の3分の1程度、国から補助金をいただけるという制度があります。その補助金を申請している市町については、今年度については本市のみの可能性が高いと思われます。ただ、前日、他市からも医療的ケア児の受け入れについてご質問と相談を受け、医療的ケア児の受け入れを行っていかなければならないことをおっしゃっていただきました。本市では、看護師および准看護師資格を持った介助員を配置することで対応することを考えております。ハローワークをとおして求人を募集し、応募があったことから、確保できる見込みです。ハローワークのホームページをみていただけると雇用の条件などを確認していただくことができます。勤務形態については、現行の介助員と同じであり、2人1組の勤務形態で、1日7時間の勤務となっております。</p>
アドバイザー	<p>20数年前、医療的ケア児を担当した時、養護教諭が看護師資格を持っていたため、医療的ケアを依頼したことがありました。その時は、養護教諭としての雇用だったため、医療的行為はできないということと言われる時代がありました。法令が定められることによる制約があると思いますので、看護師資格を</p>

	<p>持った介助員は、学校在籍での採用なのか、教育委員会での採用で学校に出向するのか、先ほどの進学の場合などは介助員の所属はどうなるのかなど、人事面での問題も明確にしておいたうえで、この事業を進めていくと良いと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>私も以前、医療的ケア児を受け入れたことがあります。当時の児童福祉課は、その子どもが保育に馴染めないために、保育園に入れるべきではないと言いました。私たちの園では、その子どもを受け入れることにしたのですが、教育に馴染めないということで、こういった子ども達を排除しないということ、絶対にいうことができますか。例えば、地域の小学校に行けば、必ず、医療的なケアを受けることができるという権利として、保障されているのかという部分を教えて欲しいと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>今回は、このガイドラインを定めて、これに基づいた取り扱いをしていきたいと考えております。ガイドラインに定める医療的ケアの内容は、痰の吸引と経管栄養ということで、人工呼吸器等の児童については、地域の学校で対応することはまだ難しいと思っています。今後は変わってくると思いますが、本市では、特別支援学校が2校あり、1校は肢体不自由の特別支援学校があり、選択肢があるということで、児童生徒の状況等を見て、保護者と相談のうえで就学先を決めていくという取り扱いになってくるかと思っています。軽微な医療行為については、看護師を配置し、地域の学校に通えるように支援をしていきたいという方針です。</p>
<p>委員</p>	<p>ということは権利として保障されるということですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>権利については法令等に照らし合わせてどうなのかという部分になると思います。このガイドラインは、あくまでも文部科学省の指針がでていることをふまえたものなので、権利の有無についてはわからないところがあります。</p>
<p>委員</p>	<p>このガイドラインは、たまたま事例の子どもがいたために作ろうとしたものなのか、新居浜市として医療的ケアを充実させていきたいということで作ろうとしたものなのか教えて欲しいです。</p>
<p>事務局</p>	<p>事例の子どもがいたためというよりも、国をはじめ、医療的ケア児の受け入れについて進めていくようにという流れになってきておりますので、本市も取り組んでいこうという形です。この事例より以前にも、医療的ケアの必要な子</p>

	<p>どもがおり、医療的ケアに取り組まないといけないという思いがあり、今回、ガイドラインを整備して取り組みたいと考えました。今後も、医療的ケアの必要な児童・生徒がいた場合は、このガイドラインに基づいて看護資格のある介助員を配置して、地域の学校に入学できるように取り組みたいと思います。</p>
委員	<p>予算はどこからですか。議題①についても予算の問題があったと思うのですが。例えば、地域の学校に複数以上、医療的ケア児が増えてきた場合は、一気に対応するのでしょうか。</p>
委員	<p>今、新居浜市の小中学校で医療的ケア児と呼ばれる対象児は、多く見積もっても20～30人です。その方々の大半は、特別支援学校、訪問教育を受けています。今回の事例は、通常の学級で生活ができるだろうと判断された子です。医療的ケア児の全員が、通常の学級に通えるのではなく、肢体不自由を伴ったり人工呼吸器を必要としたりする方が多く、この子ども達は特別支援学校でなければ難しいと思われます。医療的ケア児の一部に、看護資格のある介助員の介助があれば生活ができるという子どもがいるということです。先ほど、権利の問題をおっしゃっていましたが、法的には権利として定められていないはずで、以前、通常の学級に通う医療的ケア児対象の児童の中には、自分で痰の吸引をしている事例がありましたが、現在は、通常の学級に医療的ケアを必要とする児童が通う場合、医療的ケアのできる職員が介助する必要があるため、看護師資格を持った介助員が必要だという流れになっているのです。</p>
アドバイザー	<p>平成27年12月にチームとしての学校の在り方と今後の改善方策という答申がでました。この答申が出たことによって、平成28年に障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（改正法）が公布され、平成31年に学校における医療的ケアの今後の対応についての通知があつて、今の流れになっております。これに合わせて福祉関係法律も整ってきました。子どもの就学については、教育支援委員会で判断し、訪問教育や特別支援学校の重複に在籍している子どもが多くなっています。この事例の子どもは、教育支援委員会において、地域の小学校の就学が可能であるという判断がでて、その子どもを受け入れるために、この課題がでてきたのだと思います。時代とともに変わっていくものだと思います。他市においても、この事例と同様の医療的ケア児が就学するのですが、医療を遠方で受ける必要があるため、就学先の問題があります。特定疾患のある子どもの場合、決まった病院に通うケースがあります。就学については、県を超えた教育委員会の連携が必要だと思われます。また、介助員の配置を決めていたもの</p>

アドバイザー	<p>の、医療的ケア児が緊急入院をしたために、配置が必要でなくなった場合はどうするのかといった問題もあると思います。このガイドラインのように、必要に応じて対応できるような仕組みを作っておくことは大事なことだと思います。</p> <p>現在の就学の在り方については、通常の学級で教育することができないから、特別支援学級や特別支援学校に在籍するという仕組みではないと理解しております。子どもの発達する権利を最大限保障するために、どの場で教育を受けることが適切であるかに基づいて行っているものです。医療的ケアが必要であっても、通常の学級で学ぶことが、その子どもの発達する権利・教育を受ける権利を保障されると判断される事例がでたために、新居浜市で看護師資格のある介助員の募集をかけたということだと思います。今後も、医療的ケアが必要かつ通常の学級で学ぶことが、子どもの発達する権利を保障するうえで最良であると判断された場合は同じようなケースがあるのだと思います。一方で、同じ医療的ケアが必要であって、特別支援学校で教育を受けるということが最良であるという判断をされた子どもについては、教育委員会としても特別支援学校で就学することが適当であるという認定就学者の認定を受けるという形になっていると思います。通常の学級が一番というのではなく、すべては子どもがどこで学ぶことが一番良いかということです。インクルーシブ教育システムについても、全ての子どもが通常の学級で学ぶことが良いことではないということだと思います。</p>
委員長	<p>ガイドブックを整えて、通常の学級で学ぶことのできる医療的ケアが必要な子どもが、通常の学級で学ぶことのできる仕組みができれば良いと思います。</p> <p>③その他になります。ほかに委員の皆さまから何かあればお伺いしたいと思いますが、どなたかございませんか。</p>
委員	<p>今日の議題では、人材がないことが問題であるように感じました。専門家ではなくても人材を育てたり、人材を増やしたりしようとする人材育成について、新居浜市として行っていこうという考えはないのでしょうか。</p>
委員長	<p>介助員のような人材を育てていくという仕組みを考えていないかということでしょうか。</p>
委員	<p>はい。</p>

事務局	<p>介助員については、回数は少ないですが、対象とした研修を開くなど行っております。学校現場で子どもがなついている介助員がたくさんいるという報告も受けており、我々としては、長い間勤めていただきたいと考えております。働き続けることができるような対応が十分にできてないのだと思うのですが、我々としてはおこなっていきたいと考えております。現職の介助員の中には、年配の方や子育てをしている方などがおり、高齢や転勤などを理由に辞められる方が十数名います。また、毎月募集をしているので、その欠員状態を補充していき、いつも110名程度に落ち着いているのが、この3年間の状況であります。いろいろな見方があるとは思いますが、可能な部分から取り組んでいきたいと思っております。</p>
委員	<p>広報誌などの中に、介助員がどのような仕事をしているのか、先輩方がどのように頑張っているかを掲載していただくと、もっと周知してもらえないかと思っております。</p>
委員	<p>医療的ケアが新居浜市で行われ、医療的ケア児が地域の学校で過ごすことができることはすごいことだと思いました。医療的ケアの子どもが、病院の中で大きく成長するという状態から、在宅で成長していく、地元の学校に通っていくという流れから、保護者同士の語らい、集い、保護者を支える支援もあと良いと思われます。何が必要かをこの場で話し合いながら、提案していけると良いと思っております。</p>
委員	<p>介助員の募集が充足されないという問題がありましたが、医療的ケア児の場合は、さらに制約があり、看護師か准看護師ではないといけないという部分があります。医療的ケア児の場合、子どもで医療的ケア児を見ないといけないといふかなり限定した対象を支援する必要があります。看護師の中には、子どもが見たことない方も多くいるため、募集をかけて応募があったことはすごいことだと思っております。通常の学級に通う医療的ケア児は、毎年5人いるということではなく、多くでてくるという訳ではないと思っております。制度ができることによって看護師や准看護師の資格がないとできないようになってしまったと思う部分もあります。例えば、小児糖尿病の子どもの場合、支援する際に、まずはこういった子どもがいることを知ってもらうことから始めます。学校の先生に知ってもらったり、お願いしたりすることが難しくなるのではないかと危惧する部分もあります。ただ、全体の流れとして、受け入れが進んでいくことは良いことだと思っております。</p>

アドバイザー	<p>自閉症・情緒障がい特別支援学級に在籍している子どもが急激に増えているという問題についてです。子ども達の様子を見ると、幼児期の対人関係・コミュニケーション不足の問題もあるのではないかと思います。人との関係で育ててきた子育て文化が、スマホや Youtube による文化になったため、人とのコミュニケーションが減り、自我同一性が育つのが遅くなっているという指摘もあります。子育て支援・子育て世代包括支援センターなど、幼児期に応援する仕組みもできてきました。新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議の報告の中の、就学前における早期からの相談・支援の充実の欄に、5歳児健診を活用していこうという流れがあります。愛媛県の半分の市町村では、5歳児健診をしています。行っている担当課が、子育て支援課がしていたり、福祉課がしていたり、教育委員会がしていたりします。就学後のフォローが難しいのではないかと思います。就学については10月に学齢簿ができた後に、教育委員会が手続きを進めるという形になります。実際の相談は、夏休みに相談したり、年長になった4～5月に相談したりします。5歳児健康診断と書いていますが、実際は、年中の子どもが対象で、2～3月にアンケートを出して相談の有無の確認を行う形が多いと思います。相談があった時に、健康推進課の方で相談する場合と、教育委員会の教育支援委員会にかけるとなると、バラバラの状態になっています。小学校に入ってから対人関係の難しさによって、少人数で支援することが必要な子どもについて、適切な対応をしてもらえるような流れがあると良いと思っています。年中の時にやる5歳児健診は、教育委員会の方で行っていただきたいと思っています。相談やフォローができる仕組みの中で、教育相談、教育支援委員会への流れを作りたいと思っています。幼稚園のみ文部科学省管轄で、保育園や認定こども園は厚生労働省管轄なため、カバーしにくい現状があると思います。教育委員会に位置付けられている発達支援センターとして充実しているところが新居浜市であると思うので、5歳児健診から就学に向けて、幼児期の個別の支援計画と小学校からの個別の教育支援計画や個別の指導計画が関連付けられていくと良いと思います。自閉症・情緒障がい特別支援学級に在籍する子どもの数が減ってくると、先ほどの問題の解決につながってくるのではないかと思います。新居浜市の5歳児健康診断がこういった形で行っているのか教えて欲しいです。就学に向けての取り組みを、モデル事業として県に発表していただくと良いと思われま</p>
アドバイザー	<p>新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議の報告が、次年度以降の地域発達支援協議会の目標になると思います。愛媛県教育委員会においても、文部科学省のモデル事業として経験の薄い教師の専門性向上と、全体的な</p>

	<p>特別支援レベルアップをはかるということで来年度も続けて申請するという話を聞いております。この点もふまえたうえで、新居浜市の特別支援も前に進めていただければと思います。</p>
<p>委員長</p>	<p>最後に事務局よりお願い致します。</p>
<p>事務局</p>	<p>令和2年度地域発達支援協議会は本日が最後になります。新居浜市の発達支援の取組につきまして多方面からご意見やご助言をいただきましてありがとうございました。</p> <p>「学校生活介助員の配置」並びに「学校における医療的ケアガイドブック」につきましては、いただきましたご意見を参考に再度検討し、来年度からの実施に向けて準備をしまいたいと思っております。</p> <p>最後になりますが、委員の任期は令和3年6月30日までとなっております。引き続きよろしくお願い致します。</p>
<p>委員長</p>	<p>皆様のご協力により、円滑な議事進行ができましたことに重ねてお礼を申し上げまして、協議会を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。</p>